**Q　＆　A**

Q１　自分（生産緑地の所有者）では市民農園の運営に自信がないので、個人や法人（NPO法人）に生産緑地を貸して、その方に市民農園の開設・運営をしてもらうことは出来ますか。

A１　市民農園の開設・運営は可能ですが、補助金の対象にはなりません。（所有者自ら市民農園を運営する場合のみ補助金の対象となります。）

Q2　市民農園に駐車場やトイレを設置することはできますか。

A２　出来ます。ただし、農地面積（農園面積）を３００㎡以上確保したうえで、その生産緑地の全体面積に対し、施設の面積が２割以下にする必要があります。

Q3　補助金を申請する最終月はいつか。年度末でもよいか。

A3　年度末の３月末までに、市民農園の施設整備が完成する必要があります。工事や法的な手続きを含めた期間を逆算して申請月をお考えください。遅くとも１月までに法的手続きが終わり、その後の工事期間を１か月間と考えると２月の交付申請が最終申請月となります。

Q4　隣地の生産緑地の所有者の複数人が、共同で１つの市民農園を開設・運営しても補助金の対象となるか。

A4　全て生産緑地の所有者で開設・運営を行うのであれば補助金対象となります。なお、補助金の支払いは、そのうちの1人の方にお支払いすることになりますので代表者を決めていただきたい。

Q5　生産緑地の一部（例：800㎡のうち500㎡）を市民農園にすることは可能ですか。

A5　出来ます。ただし、農地面積（農園面積）を３００㎡以上確保したうえで、その生産緑地の全体面積に対し、施設の面積が２割以下にする必要があります。市民農園にしない農地は、所有者が耕作・保全することになります。なお、分筆は必要ありません。

Q6　市民農園の空き区画が出来たときはどうすればよいか。

A6　利用者が決まるまでは、開設者が草刈り等により管理してください。

Q7　市民農園の補助金はいくらまでもらえるのか。

A7　開設に係る経費の２分の１で、上限３０万円までとなります。なお、本年度の予算がなくなり次第、交付申請受付は終了となります。